

コンゴ民主共和国でのエボラ出血熱の流行

こちらは、英文記事「[The Ebola virus disease outbreak in the Democratic Republic of the Congo](#)」

(2019年7月25日付)の和訳です。

コンゴ民主共和国

(DRC)で現在発生しているエボラ出血熱(EVD)の流行については、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態(PHEIC)」であると宣言されていますが、船員に対する健康リスクは依然として低いと見られています。



WHOは、[2019年7月17日付のプレスリリース](#)で、エボラウイルス病の流行についてPHEICを宣言しました。今回の宣言は、コンゴとルワンダ国境の人口約200万人の都市ゴマで初めて感染者が確認されるなど、最近のエボラウイルスの地理的拡大に基づいています。

WHOは、公衆衛生上のリスクを国レベルでは「非常に高い (very high)」、地域レベルでは「高い (high)」と評価付けしています。今回の発生地域は人が近づきにくい場所にあり、主要な国際港からも離れているため、船員への健康リスクと世界に及ぼすリスクは、依然として低いと考えられています。

2019年7月21日現在のWHOによる最新の[報告数](#)は以下のとおりです。

- これまで2592人がエボラウイルス病に感染し、67%にあたる1743人の死亡が報告されている。
- 感染症例の大半は、北キブ州とイトゥリ州で報告されている。
- ウガンダでは、6月24日時点で、合計3人のエボラウイルス病感染者が確認されている。3人全員が最近コンゴ民主共和国への渡航歴があった。現在ウガンダでは新たなエボラ発症例は確認されていない。

推奨事項

現在のところ、認可されたワクチンがないため、感染予防が焦点となります。船員が感染の危険に晒される可能性は低いものの、以下の推奨事項を船長や船員に周知するようにしてください。

- 船長は、エボラウイルスに関するリスク、その広がり方、感染の危険性を軽減する方法について、船員に情報を提供する。
- ISPS コードを順守して、停泊中、船舶に権限のない者を乗船させないようにする。
- 船長は、感染国の港に停泊中、上陸許可を与えるべきかどうかについては慎重に検討する。
- 船主／運航者は、感染国の港での船員交代を控える。
- 万一、出発後に該当する症状が船員に現れた場合は、症状を直ちに医療担当者に報告する。

感染の可能性を最小限に抑えるための主な手順は以下のとおりです。

- 流行地域の地元の人との握手を控え、身体接触を最小限に抑える。特に港に停泊中は、効果的な手指消毒剤を使用することが推奨される。
- 船員がエボラウイルス病以外の病気治療や歯の治療を受ける必要がある場合、次の寄港地まで船上に留まって次の寄港地で医師の診察を受けた方が安全かどうかを検討する必要がある。
- 野生動物の肉は食べないようにする。
- 密航者は船主に大きなリスクをもたらすことから、出航前の見回りを強化すべきである。感染国からの密航者は船員に危険をもたらす可能性がある上に、密航者の健康状態が不明な場合は公衆衛生に対する潜在的な脅威とみなされ、下船させるのが難しくなる。
- 船内でエボラウイルス病に感染したおそれのある者が発生した場合、直ちに専門家の医学的意見を求め、船長は、その事実をできるだけ早く次の寄港地に報告しなければならない。

まとめ

エボラウイルス病の感染が確認されている国の港においても、船の安全を確保し、感染源への暴露を回避するための必要な予防措置を講じ、それを順守されていれば、船員のリスクは特に高いということはありません。

WHO は引き続き、コンゴ民主共和国への渡航や貿易制限の適用を控えるよう勧告しています。ただし、一部の港湾保健当局は予防措置として、該当症状を示す船員を発見すべく警戒態勢を強化している可能性があります。

西アフリカや中央アフリカ、特にコンゴ民主共和国の港に向けて航行する場合には、次の寄港地への到着前に十分な余裕をもって WHO や他の関連当局のホームページを閲覧して状況をよく把握し、現地代理店からも関連アドバイスを得ることを推奨します。

英国の [The Marine Advisory Medical Service](#) から助言や勧告に関する情報を提供いただきました。

主な情報源

- WHO : [エボラウイルス病の概要 \(Ebola Virus Disease overview\)](#)
- CDC : [エボラ \(エボラウイルス病\)](#)
- WHO :
 - [Recommendations for international traffic related to the Ebola Virus Disease outbreak in the Democratic Republic of the Congo \(コンゴ民主共和国でのエボラウイルス病流行に関連する国際交通に係る勧告\)](#) 2019年7月19日発行
 - [Travel and transport risk assessment: Interim guidance for public health authorities and the transport sector \(渡航と輸送に関するリスク評価：公共の保健機関と運送業界向けの暫定ガイダンス\)](#) 2014年9月発行 (第4.2.4章に、船舶と輸送会社向けのガイダンスを記載)
- 2014年9月発行の Gard Insight 「[寄港先でエボラ等の感染症がもたらすリスクに対処するための用船契約条項](#)」

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文と内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。